

ティアック グリーン調達ガイドライン

ES0101 第 3.2 版

2025 年 07 月 01 日

ティアック株式会社 (teaceco@teac.co.jp)

目次

1. 適用	2
2. 目的	2
3. 用語の定義	2
4. 環境関連物質のランク	3
5. ユニット部品とOEM品について.....	4
6. 包装材について	4
7. 含有物質調査依頼について	4
8. 樹脂部品材料表示	4

改定来歴

版	発効日	改定内容
2.1	2004/11/29	表 2：記載事項の明確化（罫線追加、注記と*1 を分離、その他）
2.2	2007/09/20	表 2：禁止物質 規制除外用途の改定 表 3：ジクロロメタンを禁止から削減に変更
2.3	2008/04/30	表 1/表 2/表 3：物質群名称変更
3.0	2010/10/01	EU REACH 規則、改正化審法対応による改定 化学物質の詳細は「ティアック特定化学物質リスト」を新設し移行
3.1	2019/05/16	JAMP 管理対象物質を chemSHERPA 管理対象物質に変更 JAMP AIS 入力支援ツールを chemSHERPA 成形品データ作成支援ツールに JAMP MSDSplus 入力支援ツールを chemSHERPA 化学品データ作成支援ツールに変更 お問い合わせ先の部門名、TEL、本ガイドラインの入手先を修正
3.2	2025/07/01	本ガイドラインの入手先を修正

1. 適用

本ガイドラインは、以下の製品の構成材料としてお取引先から調達する、全ての部品・材料に適用する。

- (1) ティアック及びティアックグループ企業(以下ティアックとする)が、設計・製造し、販売する製品
 - (2) ティアックが、第三者に設計・製造を委託し、ティアックのブランドで販売する製品
 - (3) 第三者が設計し、ティアックに製造を受託された、第三者ブランドで出荷する製品
- ただし、(3)に適用する製品で第三者の指定で使用する部品・材料は、適用外とする。

部品・材料の納入時の包装材は、適用外とするが、アクリル板の保護シールのように、ティアック製品のユーザーの手元まで届く物は、包装材ではなくその部品の一部と見なす。

洗浄剤等のように、ティアックの自社製造工程で使用する物質であっても、ティアック製品の出荷時には含有・付着しない物質は、本ガイドラインの適用外とする。

ただし、製造工程で意図せずに混入・付着し、汚染される可能性があるので注意する。

また、本ガイドラインの発効前に発売された製品の補修用に調達する部品・材料は、対象外とする。

部品の例

電子部品、樹脂部品、金属部品、ユニット部品(モーター、スイッチング電源等)、OEM 調達の完成品、包装材(ティアックが自社製品を包装する為に購入する包装材)

材料の例

ハンダ、塗料、接着剤、潤滑剤、テープ、樹脂ペレット

2. 目的

本ガイドラインは、ティアック製品を構成する部品・材料に含有される環境関連物質について、以下のランクを定義し、ティアック製品に含有される環境関連物質を管理することにより、環境負荷の小さい部品・材料を調達する事を目的とする。

- ・禁止物質
- ・管理物質

3. 用語の定義

(1) 環境関連物質

以下のいずれかに該当する物質を、「環境関連物質」と言う。

- ・製品に含有される事により、直接的または間接的に人体に害を与える可能性がある物質。
- ・製品に含有される事により、自然界に拡散して環境を汚染する可能性がある物質。
- ・省資源の観点から、製品への含有を管理し、回収して再利用する事が望ましい物質。

(2) 含有

部品・材料の性能を得る目的で、成分として意図的に添加し残存する事を言う。

不純物や、化学合成の反応残渣についても対象とする。

ただし、半導体のシリコン結晶中の添加物は、意図的使用ではあるが極めて微量なので対象外とする。

製造工程で部品・材料に直接触れる金型、治工具、設備等から、意図せずに混入・付着し残存する場合は対象とする。

4. 環境関連物質のランク

(1) 禁止物質

ティアック特定化学物質リスト表-1に記載する国内外の法規制で使用・製造を禁止、または制限されている物質あるいは物質群および、主要顧客先が自主的な取り組みで使用を制限する物質あるいは物質群を、禁止物質とし、部品・材料への含有を禁止する。

ただし、資料-1 に示す規制除外用途に該当する場合は含有禁止の対象外とする。

一部の樹脂部品については、「カドミウム/カドミウム化合物」について非含有を証明する為の測定データの提出を求める場合がある。測定法は IEC62321 誘導結合プラズマ発光分光分析法(ICP-AES)等の、カドミウムの定量下限が 5ppm 未満である事を証明できる手法とする。

(2) 管理物質

ティアック特定化学物質リスト表-2 に記載する国内外の法規制で規制されていないが使用実態を把握し、管理を要求されている（意図的な使用を制限するものでなく、使用の有無および使用量を把握）物質あるいは物質群および、顧客先要求により含有有無を報告する対象となる物質あるいは物質群を管理物質とし、部品・材料へ使用している場合には、その含有量の把握と管理を必要とする。

※本ガイドラインで規定する「禁止物質」、「管理物質」の法規制、業界標準毎の例示物質は、次の文書、リストを参照のこと。

「chemSHERPA 管理対象物質説明書」

「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト（最新版）」

「ティアック特定化学物質リスト（最新版）表-3 例示物質一覧」

参考)

本ガイドラインでの禁止物質、管理物質に対する該当／非該当を確認するために、以下作成支援ツールに内蔵されている物質リストを用いることが可能である。ただし、物質リストに該当しない場合でも、対象の法規制などに該当することがわかっている場合は報告のこと。

「chemSHERPA 成形品データ作成支援ツール（最新版）」

「chemSHERPA 化学品データ作成支援ツール（最新版）」

5. ユニット部品と OEM 品について

スイッチング電源ユニットやモーターユニット等の、複数の部品・材料から組み立てられたユニット部品については、そのユニット部品メーカーが、ユニットの構成要素である各部品について、本ガイドラインと同等レベルの調査を行った後、ユニット部品全体の含有物質と材料を集計し、ユニット部品全体を一つの部品として、ユニット部品メーカーの責任において、含有量の報告を行う。

6. 包装材について

ティアックが製品を包装する為に部品として購入する包装材は、一個の部品として本ガイドラインが適用されるが、それに加えて E U 指令(94/62/EC)に適合する為に、鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの合計の許容濃度は、100ppm 未満でなければならない。

ティアックが製品として出荷しない部品・部材の包装材については、部品メーカーの自主的取り組みを信頼する事とし、本ガイドラインの対象外とする。

7. 含有物質調査依頼について

不純物や、化学合成の反応残渣、製造工程での付着についても、残存が既知の場合は、含有量調査の対象とする。

環境関連物質の含有調査は、調査対象部品のお取引先に対して行う。お取引先が商社であり、別の企業から対象部品を調達して、ティアックに供給している場合の調査は、次のどちらの方法をとってもよい。

- a) お取引先の名義によって、本ガイドラインと同等の調査を、メーカーに対して行った後、お取引先の名義においてティアックへ回答する。
- b) 仲介者として、調査対象部品メーカーへティアックの調査依頼の内容を伝え、部品メーカーの名義による回答を得て、それをティアックに伝達する。

ただし、ティアックがお取引先に対して、禁止物質の非含有保証を求める場合は、直接のお取引先に対して保証を求めるので、お取引先が商社の場合でも、お取引先の名義による保証を求める事になる。この場合、お取引先商社は、ティアックへの保証の裏付けとして、同内容の保証を、部品メーカーに対して、求めておかなければならない。

8. 樹脂部品材料表示

原則として、質量 25 g 以上の単一材料の樹脂部品は、リサイクル時の分別回収を容易にする為に、樹脂の材料名を表示する。材料表示の略号は、JIS 規格 K6999(ISO11469)「プラスチック製品の識別と表示」に従うものとする。また、質量が 25 g 未満の樹脂部品も、出来る限り表示する事が望ましい。

【お問い合わせ先】

ティアック株式会社

SCM 本部 品質保証部

安全規格・環境管理課

E-mail : teaceco@teac.co.jp

TEL : 042-356-9243

FAX : 042-356-9187

【本ガイドラインの入手先】

<https://www.teac.co.jp/jp/contents/sustainability>